

東空検第210号
平成31年4月9日

株式会社 I H I
代表取締役社長 満岡 次郎 殿

国土交通省 東京航空局長
鶴田 浩久

整備作業等の適正な実施について（業務改善命令）

貴社認定事業場に対し、航空法（昭和27年法律第231号）第134条に基づき立入検査（平成31年1月10日、11日、23日～25日、2月14日、15日、25日）及び報告徴収を実施したところ、航空機用発動機の修理作業及び検査において、以下のようない不適切な事案が多数確認された。

- ・ 部品の検査を、業務規程に基づく適切な社内資格を有する検査員ではなく、資格を有さない者が実施していた事案
- ・ 所定の作業工程どおりに作業及び検査を実施しなかったにもかかわらず、実施したように作業記録書の検査実施日を改竄していた事案
- ・ 計測機器の定期検査記録書の検査実施日が適切でない事案

貴社からの報告によれば、要因・背景として、事業拡大、業務の増加に対応した検査員の育成・増員が適切に行われず納期を優先したこと、現場において安全意識やコンプライアンス意識が働かなかったことが挙げられている。

また、当該事案については、過去に社内において改善の機会があったにもかかわらず、経営層まで情報が共有されず、必要な要因分析や再発防止策を講じていなかったことが確認されており、認定事業場として必要な安全管理システムが十分に機能していなかったことも認められる。

貴社認定事業場は、航空機用発動機の修理に係る認定業務を適切に遂行し、航空機の安全を確保することが最大の使命であり、認定業務の適切な運営のためには、認定事業場として定める業務規程はもとより、安全管理規程で定める安全に係る基本方針の達成に向けて、最高責任者（民間エンジン事業部副事業部長）を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要であるとの認識のもと、航空法第20条第5項の規定に基づき、下記の措置の実施を命令する。

下記の措置を講じた上で、平成31年5月10日までに文書により報告すること。

措置内容については、当局として精査も行いつつ、実施状況を確認していくこととする。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 90 日以内に国土交通大臣に対して審査請求を行うことができる。

なお、本命令は、現時点で判明した事実に基づき実施するものであり、今後、必要に応じ追加の処分等を行う可能性がある。

記

(1) 出荷品の回収

不適切事案が確認された出荷品については、検証の結果、搭載エンジンの安全性に直ちに影響がないことは確認されたが、長期的継続使用の観点で会社として自主回収を行うとしたエンジン、部品について、これらを速やかに実施し、報告すること。

(2) 不適切事案の要因・背景の分析及び再発防止策の策定

今般判明した不適切事案が生じた事実、及び過去に社内において改善の機会があったにもかかわらず、見過ごされ、必要な措置が講じられなかった事実について、要因・背景を分析するとともに、以下に掲げるものを含めた具体的な再発防止策を策定し、実施すること。

(ア) 安全意識の再徹底及びコンプライアンス教育

管理職員や経営層を含む全社員に対して安全意識の徹底及び法令、規程等の遵守に係る教育を行うこと。

(イ) 安全管理体制の抜本的見直し

安全に影響を及ぼす事象が発生した場合、重要なものについては管理職員はもとより経営層にまで当該情報が共有された上で、適切に評価・分析を行い、必要な再発防止策を講じられるよう、貴社の安全管理体制を抜本的に見直すこと。

(ウ) 業務実施体制の見直し

認定業務を確実に実施するため、事業計画上の業務量に応じ必要な知識・能力を有する者の適切な配置、業務手順の遵守及び手順変更の適切な実施など、貴社の業務実施体制を抜本的に見直すこと。

以 上